令和５年６月30日

関東運輸局長　殿
（隣接県を管轄する地方運輸局長　殿）
（支局長経由不要）

住　　所　　埼玉県さいたま市北区本郷町130番地２
氏名又は名称　　大和観光自動車株式会社
代表者名　　代表取締役　岡田　正二
連絡先電話番号（必須）　０４８－６６４－５１５１
連絡先ファクス（必須）　０４８－６６３－１４１５
申請担当者名（必須）　岡田　正二
メールアドレス　　s.okada@daiwakankobus.co.jp

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書
（営業区域の「臨時」の拡大）

このたび、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画の変更をしたいので、道路運送法第１５条第１項及び同法施行規則第１４条の規定により申請します。

記

1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
　住　　所　　埼玉県さいたま市北区本郷町130番地２
　氏名又は名称　　大和観光自動車株式会社
　代表者名　　代表取締役　岡田　正二

2　事業の種別
　一般貸切旅客自動車運送事業

3　変更しようとする事項
　営業区域　新　関東運輸局管内

　　旧　埼玉県

4　運輸上必要である理由
　訪日外国人旅行者の増加に伴い、関東運輸局管内及び隣接県の各営業区域内における貸切バスの供給力の不足が見込まれることから、臨時的に営業区域の拡大を行う必要であるため。

5　期間（認可日以外を実施予定日としている場合のみ記入）
　令和　　年　　月　　日から令和６年３月３１日まで

6　適用する運賃及び料金　（臨時区域の設定に応じて該当する□にチェックすること）
　☑　既に届出済みの運賃及び料金（関東運輸局管内全域のみ設定する場合はチェックのみ。他の運輸局管轄の隣接府県を設定する場合は、既に本来の営業区域において届出をした運賃及び料金設定届出書の写しを添付）
　□　運賃及び料金設定届出書のとおり（他の運輸局管轄の隣接府県を設定する場合は、別途、運賃及び料金設定届出書を添付）

7　添付書類
　運行管理等計画書（別紙１）、宣誓書（別紙２）、貸切バス事業者安全性評価認定書の写し

（官庁使用欄）

認　可　書

関自旅一第 **421** 号

以下の条件を付し、上記申請のとおり認可する。
条件
１　取扱旅客は、訪日外国人旅行者に限る。
２　運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出ること。
３　貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効（以下「認定の取消等」という。）があった場合には、認定の取消等の後１ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。
４　令和６年２月１５日までに、令和６年１月３１日までのこの認可に係る輸送実績報告書を提出すること。また、臨時に求められた場合には直ちに報告を行うこと。なお、いずれも提出期限は厳守すること。
５　この認可は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

令和 **5** 年 **7** 月 **18** 日　　関東運輸局長　勝山　潔